

参考資料③

日光市立図書館資料除籍要領

(目的)

第1条 この要領は、日光市立図書館条例施行規則（平成18年日光市教育委員会規則第37号）第2条に定められた事業を円滑に運営するため、図書館資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

(不用の決定)

第2条 館長は、図書館資料が次の各号の一に該当すると認めるときは、不用の決定をすることができる。

- (1) 汚損または破損が著しく、補修することが困難なとき
- (2) 新版または改訂版の発行により、資料としての価値が消滅したとき
- (3) 技術の進展または社会情勢の変化により、利用価値が低下したとき
- (4) 同一の資料が複数あり、かつ、利用頻度が低いとき
- (5) その他館長が必要と認めるとき

2 次の各号の一に該当する図書館資料は、不用の決定をすることができない。

- (1) 郷土資料で複本がないもの
- (2) 品切れ、絶版で買い替えができない資料的価値の高いもの

(亡失の決定)

第3条 館長は、図書館資料が次の各号の一に該当すると認めるときは、亡失したものとみなすことができる。

- (1) 貸出中において災害・事故等により滅失し、または紛失し、回収が不能であるとき
- (2) 貸出しの期日から3年経過し、かつ、貸出しを受けた者が所在不明等の理由により回収が不能であるとき
- (3) 蔵書の点検等を行った場合において、その所在が3年以上不明であるとき。

(除籍資料の処分)

第4条 第2条の規定により不用の決定をした除籍資料は、リサイクル事業または再生紙の利用に供するものとする。ただし、これにより難しい場合は、廃棄することができる。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から適用する。